

京都市告示第750号

地方自治法第231条の2の2の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、次の者を京都市指定納付受託者とし、公の施設における歳入の納付事務を委託しました。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

1 京都市指定納付受託者の名称等

名称及び代表者	主たる事務所の所在地
株式会社イーティックスデータファーム 代表取締役 原田 栄二	東京都渋谷区渋谷2丁目6番14号 渋谷今井ビル6階

2 委託する事務

京都市美術館展覧会等に係る電子チケットの販売業務

(美術館)